

変動型最低制限価格制度の導入について

丹波市では、令和2年10月1日以降に公表する競争入札（一部の建設工事）において、変動型最低制限価格制度を導入します。

この制度は、実際の入札価格に基づいて算出した額を最低制限価格として設定することにより、市場において変動する実勢価格を入札制度に反映させ、自由な競争の促進を図り、もって競争入札の適正化と契約の内容に適合した適正な価格による発注を目的として行うものです。

変動型最低制限価格制度の概要

実際の入札金額に基いて算出した額を最低制限価格として設定します。

全ての入札書のうち、予定価格を超えないものを有効な入札書とし、入札額の低い者から6割を採用し、その平均入札額の90%を乗じて得た額を変動型最低制限価格を当該案件の最低制限価格として改めて設定し、予定価格及び変動型最低制限価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

- (1) 有効な全入札価格の低い者から6割を採用し、平均額を算出します。
- (2) (1)の平均額に100分の90を乗じた額を、当該入札案件における変動型最低制限価格とします。ただし、有効な入札書が1者の場合には、最低制限価格の設定は行いません。

